

## 信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p data-bbox="152 284 371 316"><b>1 基本的考え方</b></p> <p data-bbox="152 359 591 391">1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p data-bbox="174 432 1115 536">平成16年12月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったところである。</p> <p data-bbox="174 544 1115 823">信託業法（平成16年法律第154号。以下「法」という。）では、運用型信託会社は免許制、管理型信託会社は登録制とされ、免許の審査基準、登録の拒否事由が規定されているところであるが、新たな信託業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするため、本監督指針においては、まず、免許及び登録の審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。円滑な参入手続きは、信託業への新規参入の促進、ひいては、資産の運用手段や企業の資金調達手段の多様化を通じた金融の円滑化にも資するものと考えられる。</p> <p data-bbox="174 831 1115 1046">また、平成18年6月の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）の中で信託業法の改正が行われた。本改正では、市場リスクにより元本について損失が生じるおそれがある信託契約を「特定信託契約」として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の行為規制が準用されることとなったことから、特定信託契約に係る留意事項を新たに追加することとした。</p> <p data-bbox="174 1054 1115 1302">さらに、平成18年12月の信託法（平成18年法律第108号）の成立に伴い、新しい信託類型として、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託（以下「自己信託」という。）が認められた。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託法整備法」という。）の中で信託業法の改正も行われ、自己信託については、当該自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合、登録制とされたことから、登録の審査にあたって留意すべき事項を新たに追加することとした。</p> <p data-bbox="152 1342 371 1374">1-2～4 （略）</p>	<p data-bbox="1151 284 1370 316"><b>1 基本的考え方</b></p> <p data-bbox="1151 359 1590 391">1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p data-bbox="1173 432 2114 536">平成16年12月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったところである。</p> <p data-bbox="1173 544 2114 823">信託業法（平成16年法律第154号。以下「法」という。）では、運用型信託会社は免許制、管理型信託会社は登録制とされ、免許の審査基準、登録の拒否事由が規定されているところであるが、新たな信託業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするため、本監督指針においては、まず、免許及び登録の審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。円滑な参入手続きは、信託業への新規参入の促進、ひいては、資産の運用手段や企業の資金調達手段の多様化を通じた金融の円滑化にも資するものと考えられる。</p> <p data-bbox="1173 831 2114 1046">また、平成18年6月の証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の中で信託業法の改正が行われた。本改正では、市場リスクにより元本について損失が生じるおそれがある信託契約を「特定信託契約」として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の行為規制が準用されることとなったことから、特定信託契約に係る留意事項を新たに追加することとした。</p> <p data-bbox="1173 1054 2114 1302">さらに、平成18年12月の信託法（平成18年法律第108号）の成立に伴い、新しい信託類型として、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託（以下「自己信託」という。）が認められた。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託法整備法」という。）の中で信託業法の改正も行われ、自己信託については、当該自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合、登録制とされたことから、登録の審査にあたって留意すべき事項を新たに追加することとした。</p> <p data-bbox="1151 1342 1370 1374">1-2～4 （略）</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項 (略)</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-1 行政報告 (略)</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1~4 (略)</p> <p>3-2-5 免許拒否事由の審査            法第5条第2項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同項第7号の審査については、3-<u>3</u>-4に準じるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項 (略)</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-1 行政報告 (略)</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1~4 (略)</p> <p>3-2-5 免許拒否事由の審査            法第5条第2項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同項第7号の審査については、3-<u>4</u>-4に準じるものとする。</p> <p>3-3 経営管理の評価に関する留意事項</p> <p>(1) 意義  <u>信託制度が健全に発展していくためには、信託会社自らが法令等遵守態勢の整備等に努め、利用者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、信託会社の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視体制が有効に機能しているかといった観点から、望ましい信託会社の経営管理のあり方について検証していく必要がある。</u></p> <p>(2) 主な着眼点  <u>信託会社に経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</u>  <u>また、信託業法は、信託業務の公共性に鑑み、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、信託業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、信託業務の常務に従事する取締役には、その資質について高いものが求められている。</u>  <u>信託会社の経営管理態勢の機能が適切に発揮されているかどうかを検証するに当たっては、例えば以下の着眼点に留意するものとする。なお、信託会社の求められる態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</u></p> <p><u>(注1) 委員会設置会社である信託会社の場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うものとする。</u></p> <p><u>(注2) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」に掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p> <p>① 代表取締役</p> <p><u>イ 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</u>  <u>ロ 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。</u>  <u>ハ 代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u>  <u>ニ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>に取り組んでいるか。</u>  <u>さらに、内部監査の結果等については、速やかに適切な措置を講じているか。</u></p> <p>ホ <u>代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準(社団法人日本監査役協会：昭和50年3月25日)の改定(平成19年1月12日)等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</u></p> <p>ヘ <u>代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、信託会社に対する公共の信頼を維持し、信託会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下3-3において「政府指針」という。)の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。</u></p> <p>② <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>イ <u>取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</u></p> <p>ロ <u>取締役会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じて、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。</u></p> <p>ハ <u>取締役会は、信託会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>ニ <u>取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮し</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>ているか。</p> <p>ホ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</p> <p>へ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</p> <p>ト 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。</p> <p>チ 取締役及び取締役会は、信託の受託者として遵守すべき最も基本的かつ重要な原則である、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等の履行を信託業務に係る経営方針に定めているか。</p> <p>リ 取締役及び取締役会は、善管注意義務等の信託の受託者としての義務について、信託種別や信託契約ごとに異なり得ることを踏まえた上で、遵守すべき事項を具体的に内部規定に定めるなどして、実効的に受託者としての義務を履行する態勢を整備しているか。</p> <p>ヌ 取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>さらに、内部監査の結果等については、速やかに適切な措置を講じているか。</p> <p>ル 取締役又取締役会は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>し、<u>監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独任性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p>ヲ <u>法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</u></p> <p>ワ <u>取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p> <p>カ <u>信託会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第5条第1項第3号に規定する「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」等として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u></p> <p>○ <u>信託業務を的確に遂行できる知識及び経験</u>  <u>信託業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、信託業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他信託会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</u></p> <p>○ <u>十分な社会的信用</u></p> <p>a. <u>反社会的行為に関与したことがないか。</u></p> <p>b. <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u></p> <p>c. <u>金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>d. <u>禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。</u></p> <p>e. <u>過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意)によりこれを生ぜしめたことがないか。</u></p> <p>f. <u>過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u></p> <p>g. <u>過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u></p> <p>③ <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>イ <u>監査役及び監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u></p> <p>ロ <u>監査役又は監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。</u></p> <p>ハ <u>監査役及び監査役会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監査役職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。</u></p> <p>ニ <u>監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独立性の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</u></p> <p>ホ <u>監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。</u></p> <p>ヘ <u>監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p>ト <u>信託会社の監査役は業務監査の職責を担っていることから、取締役</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>が内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）の構築を行っているか否かを監査する職務を担っており、これが監査役としての善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を果たそうとしているか。</u></p> <p>④ <u>内部監査部門</u></p> <p><u>内部監査は、信託会社の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、信託会社の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、信託会社の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</u></p> <p><u>ロ 内部監査部門は、信託会社の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスク管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。</u></p> <p><u>ハ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</u></p> <p><u>ニ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。</u></p> <p><u>ホ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</u></p> <p>⑤ <u>外部監査の活用</u></p> <p><u>外部監査の活用については、信託会社に制度上会計監査人の設置が義</u></p>



信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-3-1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p> <p>3-3-2 業務方法書の変更認可 (略)</p> <p>3-3-3 取締役の兼職の制限 (略)</p> <p>3-3-4 兼業承認 (略)</p> <p>3-3-5 信託業務の委託 (略)</p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)</p> <p>3-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p>	<p><u>務付けられている場合を除き、信託会社の規模・特性に応じて信託会社自身がその必要性及び有効性を判断すべきである。会計監査人等による外部監査を活用する場合は、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するために、信託会社自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいことから、例えば以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。</u></p> <p><u>ロ 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</u></p> <p>3-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-4-1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p> <p>3-4-2 業務方法書の変更認可 (略)</p> <p>3-4-3 取締役の兼職の制限 (略)</p> <p>3-4-4 兼業承認 (略)</p> <p>3-4-5 信託業務の委託 (略)</p> <p>3-4-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)</p> <p>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(略)</p> <p>3-4-3 届出受理の際の留意事項 (略)</p> <p>3-4-4 信託業務の再委託 (略)</p> <p>3-4-5 顧客情報管理 (略)</p> <p>3-4-6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>3-4-7 信託契約代理店の管理体制 (略)</p> <p>3-4-8 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3-5-3 届出受理の際の留意事項 (略)</p> <p>3-5-4 信託業務の再委託 (略)</p> <p>3-5-5 顧客情報管理 (略)</p> <p>3-5-6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>3-5-7 信託契約代理店の管理体制 (略)</p> <p>3-5-8 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>3-5-9 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>(1) 意義</p> <p><u>反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信託会社においては、信託会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を信託制度の活用から排除していくことが求められる。</u></p> <p><u>もとより信託会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、信託会社においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとな</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>る事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。</p> <p>なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって信託会社や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。</p> <p>(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>○ 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織としての対応</li> <li>・ 外部専門機関との連携</li> <li>・ 取引を含めた一切の関係遮断</li> <li>・ 有事における民事と刑事の法的対応</li> <li>・ 裏取引や資金提供の禁止</li> </ul> <p>○ 反社会的勢力のとりえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。</p> <p>① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。</p> <p>イ 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。</p> <p>ロ 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。</p> <p>ハ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。</p> <p>② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。</p> <p>イ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。</p> <p>ロ 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築する体制となっているか。また、当該情報を取引先の審査や当該信託会社における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。</p> <p>ハ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっ</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>ているか。</p> <p>③ <u>反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。</u></p> <p>イ <u>反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。</u></p> <p>ロ <u>積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。</u></p> <p>ハ <u>あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。</u></p> <p>④ <u>反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。</u></p> <p>(3) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 42 条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 43 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 44 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>3-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)</p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き (略)</p> <p>3-5-2 意見交換制度 (略)</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項 (略)</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き (略)</p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>3-7 検査部局との連携</p> <p>3-7-1 検査部局による検査着手前 (略)</p> <p>3-7-2 検査部局による検査結果通知後 (略)</p> <p>3-7-3 標準処理期間 法第 43 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、3-7-2(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 ヶ月 (処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合は概ね 2 ヶ月) 以内を目処に行うものとする。 (注 1) (略) (注 2) (略) (注 3) (略)</p>	<p><u>反又は公益を害する行為などに対しては、法第 44 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</u></p> <p>3-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-6-1 法第 43 条及び法第 44 条に基づく行政処分 (業務改善命令、業務停止命令等) (略)</p> <p>3-6-2 行政手続法に基づく手続き (略)</p> <p>3-6-3 意見交換制度 (略)</p> <p>3-6-4 監督処分に係る公告の留意事項 (略)</p> <p>3-6-5 信託法に基づく手続き (略)</p> <p>3-7 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>3-8 検査部局との連携</p> <p>3-8-1 検査部局による検査着手前 (略)</p> <p>3-8-2 検査部局による検査結果通知後 (略)</p> <p>3-8-3 標準処理期間 法第 43 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、3-8-2(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 ヶ月 (処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合は概ね 2 ヶ月) 以内を目処に行うものとする。 (注 1) (略) (注 2) (略) (注 3) (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>3-8 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>3-8-1 適格機関投資家の届出を行った信託会社に係る留意事項 (略)</p> <p>3-8-2 特定信託契約に係る留意事項 (略)</p> <p><b>4 運用型外国信託会社</b></p> <p>4-1~2 (略)</p> <p>4-3 運用型外国信託会社の監督事務</p> <p>運用型外国信託会社の監督事務については、原則として3-3から3-5までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更認可、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等に際しては、4-2-2に記載した事項にも留意するものとする。</p> <p>4-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>原則として、3-6に準じるものとする。</p> <p>4-5 検査部局との連携</p> <p>3-7に準じるものとする。</p> <p>4-6 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>4-6-1 適格機関投資家の届出を行った信託会社に係る留意事項</p> <p>3-8-1に準じるものとする。</p>	<p>3-9 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>3-9-1 適格機関投資家の届出を行った信託会社に係る留意事項 (略)</p> <p>3-9-2 特定信託契約に係る留意事項 (略)</p> <p><b>4 運用型外国信託会社</b></p> <p>4-1~2 (略)</p> <p>4-3 運用型外国信託会社の監督事務</p> <p>運用型外国信託会社の監督事務については、原則として3-4から3-6までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更認可、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等に際しては、4-2-2に記載した事項にも留意するものとする。</p> <p>4-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>原則として、3-7に準じるものとする。</p> <p>4-5 検査部局との連携</p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p>4-6 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p>4-6-1 適格機関投資家の届出を行った信託会社に係る留意事項</p> <p>3-9-1に準じるものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>4-6-2 特定信託契約に係る留意事項</p> <p>3-8-2に準じるものとする。</p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p>5-1 行政報告 (略)</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項</p> <p>申請者が行おうとする信託業が法第2条第3項の「管理型信託業」に該当する場合には、法第7条の規定により登録を受けることで管理型信託業を営むことが可能となる。信託業は原則として免許制である趣旨に鑑み、登録申請があった場合には、取り扱おうとする信託スキームを十分精査し、免許申請の必要性の有無を確認することとする。</p> <p>判断に当たっては、次に掲げる点を考慮するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第3項第2号</p> <p>① 保存行為</p> <p>財産の現状を維持するために必要な行為になっているか。</p> <p>(注)「保存行為」の具体例については、3-3-5(1)を参照のこと。</p> <p>② 財産の性質を変えない範囲内における利用行為</p> <p>財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為になっているか。また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。</p> <p>(注)「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」の具体例については、3-3-5(2)①を参照のこと。</p>	<p>4-6-2 特定信託契約に係る留意事項</p> <p>3-9-2に準じるものとする。</p> <p><b>5 管理型信託会社</b></p> <p>5-1 行政報告 (略)</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項</p> <p>申請者が行おうとする信託業が法第2条第3項の「管理型信託業」に該当する場合には、法第7条の規定により登録を受けることで管理型信託業を営むことが可能となる。信託業は原則として免許制である趣旨に鑑み、登録申請があった場合には、取り扱おうとする信託スキームを十分精査し、免許申請の必要性の有無を確認することとする。</p> <p>判断に当たっては、次に掲げる点を考慮するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第3項第2号</p> <p>① 保存行為</p> <p>財産の現状を維持するために必要な行為になっているか。</p> <p>(注)「保存行為」の具体例については、3-4-5(1)を参照のこと。</p> <p>② 財産の性質を変えない範囲内における利用行為</p> <p>財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為になっているか。また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。</p> <p>(注)「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」の具体例については、3-4-5(2)①を参照のこと。</p>



信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>③ 財産の性質を変えない範囲内における改良行為            財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。            (注)「財産の性質を変えない範囲内における改良行為」の具体例については、3-3-5(2)②を参照のこと。</p> <p>5-2-2~3 (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査            法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第2項第7号の審査            3-3-4に準じるものとする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5-3 監督に係る事務処理上の留意事項            管理型信託会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として3-3に準じて取扱うものとする。</p> <p>5-3-1 業務方法書の変更届出</p> <p>5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p>	<p>③ 財産の性質を変えない範囲内における改良行為            財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。            (注)「財産の性質を変えない範囲内における改良行為」の具体例については、3-4-5(2)②を参照のこと。</p> <p>5-2-2~3 (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査            法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第2項第7号の審査            3-4-4に準じるものとする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>5-3 経営管理の評価に関する留意事項  <u>3-3に準じるものとする。</u></p> <p>5-4 監督に係る事務処理上の留意事項            管理型信託会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として3-4に準じて取扱うものとする。</p> <p>5-4-1 業務方法書の変更届出</p> <p>5-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、<u>3-4</u> (<u>3-4-1</u>を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>5-4-1</u> 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p><u>5-4-2</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p><u>5-5</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>3-5</u>に準じるものとする。なお、法第 48 条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、<u>3-5-3</u>に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p><u>5-6</u> 廃業等に係る留意事項</p> <p><u>3-6</u>に準じるものとする。</p> <p><u>5-7</u> 検査部局との連携</p> <p><u>3-7</u>に準じるものとする。</p>	<p>管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、<u>3-5</u> (<u>3-5-1</u>を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>5-5-1</u> 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p><u>5-5-2</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p><u>5-6</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>3-6</u>に準じるものとする。なお、法第 48 条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、<u>3-6-4</u>に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p><u>5-7</u> 廃業等に係る留意事項</p> <p><u>3-7</u>に準じるものとする。</p> <p><u>5-8</u> 検査部局との連携</p> <p><u>3-8</u>に準じるものとする。</p>
<p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p><u>6-1</u>~<u>2</u> (略)</p> <p><u>6-3</u> 管理型外国信託会社の監督事務</p>	<p><b>6 管理型外国信託会社</b></p> <p><u>6-1</u>~<u>2</u> (略)</p> <p><u>6-3</u> 管理型外国信託会社の監督事務</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>管理型外国信託会社の監督事務については、原則として5-3から5-5までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更届出の受理、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等の際しては、4-2-2に記載した事項にも留意するものとする。</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>原則として、3-6に準じるものとする。</p> <p>6-5 検査部局との連携</p> <p>3-7に準じるものとする。</p> <p><b>7 自己信託</b> (略)</p> <p>7-1~2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-3 監督に係る事務処理上の留意事項 自己信託に係る法第50条の2第1項の登録をした会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として3-3に準じて取り扱うものとする。</p> <p>7-3-1 自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の変更届出</p>	<p>管理型外国信託会社の監督事務については、原則として5-4から5-6までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更届出の受理、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等の際しては、4-2-2に記載した事項にも留意するものとする。</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>原則として、3-7に準じるものとする。</p> <p>6-5 検査部局との連携</p> <p>3-8に準じるものとする。</p> <p><b>7 自己信託</b> (略)</p> <p>7-1~2 (略)</p> <p><u>7-3 経営管理の評価に関する留意事項</u></p> <p><u>3-3に準じるものとする。</u></p> <p>7-4 監督に係る事務処理上の留意事項 自己信託に係る法第50条の2第1項の登録をした会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として3-4に準じて取り扱うものとする。</p> <p>7-4-1 自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の変更届出</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(略)</p> <p>7-3-2 信託設定時の義務 (略)</p> <p>7-4 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性、他に営む業務(兼業業務)の健全性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4 (3-4-1、3-4-7 を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>7-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p>7-4-2 事務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>7-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5 に準じるものとする。なお、法第 48 条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-5-3 に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>7-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>3-6 に準じるものとする。</p> <p>7-7 検査部局との連携</p> <p>3-7 に準じるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>7-4-2 信託設定時の義務 (略)</p> <p>7-5 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性、他に営む業務(兼業業務)の健全性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-5 (3-5-1、3-5-7 を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>7-5-1 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p>7-5-2 事務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>7-6 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-6 に準じるものとする。なお、法第 48 条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、3-6-4 に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載するものとする。</p> <p>7-7 廃業等に係る留意事項</p> <p>3-7 に準じるものとする。</p> <p>7-8 検査部局との連携</p> <p>3-8 に準じるものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>8 特定信託業者 (略)</p> <p>9 特定大学技術移転事業承認事業者 (承認TLO)</p> <p>9-1 行政報告 (略)</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1~2 (略)</p> <p>9-2-3 登録拒否事由の審査            法第52条第2項において準用する法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第5条第2項第7号の審査            3-3-4に準じるものとする。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>9-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>9-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>	<p>8 特定信託業者 (略)</p> <p>9 特定大学技術移転事業承認事業者 (承認TLO)</p> <p>9-1 行政報告 (略)</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1~2 (略)</p> <p>9-2-3 登録拒否事由の審査            法第52条第2項において準用する法第10条第1項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第5条第2項第7号の審査            3-4-4に準じるものとする。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>9-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>9-3 経営管理の評価に関する留意事項</p> <p><u>3-3に準ずるものとする。</u>  <u>(注) 株式会社以外の法人の場合については、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うものとする。</u></p> <p>9-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>承認事業者の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として<u>3-3</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>9-<u>3</u>-1 業務方法書の変更届出(略)</p> <p>9-<u>4</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項  <u>3-4</u> (<u>3-4-1</u> 及び <u>3-4-7</u>、<u>3-4-8</u> を除く。) 及び <u>5-4-1</u> に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>9-<u>4-1</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項(略)</p> <p>9-<u>5</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>5-5</u> に準じるものとする。</p> <p>9-<u>6</u> 廃業等に係る留意事項</p> <p><u>3-6</u> に準じるものとする。          なお、法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第2項第1号に基づき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第5条第2項の規定により同法第4条第1項の承認が取り消された旨の届出があった場合には、法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第45条第1項第2号(法第52条第2項において準用する法第10条第1項第4号「業務方法書の規定が法令に適合せず」)に該当することになったものとして、直ちに登録の取消しを行うものとする。</p> <p>9-<u>7</u> 検査部局との連携</p> <p><u>3-7</u> に準じるものとする。</p>	<p>承認事業者の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として<u>3-4</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>9-<u>4</u>-1 業務方法書の変更届出(略)</p> <p>9-<u>5</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項  <u>3-5</u> (<u>3-5-1</u> 及び <u>3-5-7</u>、<u>3-5-8</u> を除く。) 及び <u>5-5-1</u> に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>9-<u>5-1</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項(略)</p> <p>9-<u>6</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>5-6</u> に準じるものとする。</p> <p>9-<u>7</u> 廃業等に係る留意事項</p> <p><u>3-7</u> に準じるものとする。          なお、法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第2項第1号に基づき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第5条第2項の規定により同法第4条第1項の承認が取り消された旨の届出があった場合には、法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第45条第1項第2号(法第52条第2項において準用する法第10条第1項第4号「業務方法書の規定が法令に適合せず」)に該当することになったものとして、直ちに登録の取消しを行うものとする。</p> <p>9-<u>8</u> 検査部局との連携</p> <p><u>3-8</u> に準じるものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p>10-1~3 (略)</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項(略)</p> <p>10-4-1 届出受理の際の留意事項</p> <p>3-4-3に準じるものとする。</p> <p>10-4-2~3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5-1及び3-5-2に準じるものとする。</p> <p>10-6 検査部局との連携</p> <p>3-7に準じるものとする。</p>	<p><b>10 信託契約代理店</b></p> <p>10-1~3 (略)</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)</p> <p>10-4-1 届出受理の際の留意事項</p> <p>3-5-3に準じるものとする。</p> <p>10-4-2~3 (略)</p> <p><u>10-4-4 反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p><u>3-5-9に準じるものとする。</u></p> <p>10-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-6-1から3-6-3までに準じるものとする。</p> <p>10-6 検査部局との連携</p> <p>3-8に準じるものとする。</p>
<p><b>11 信託兼営金融機関関係</b></p> <p>11-1~2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>11 信託兼営金融機関関係</b></p> <p>11-1~2 (略)</p> <p><u>11-3 経営管理の評価に関する留意事項</u></p> <p><u>3-3に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>1 1 - 3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 3 - 1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>3 - 3 - 1 に準じるものとする。</p> <p>1 1 - 3 - 2 信託業務の委託</p> <p>3 - 3 - 5 に準じるものとする。</p> <p>1 1 - 3 - 3 業務の種類及び方法の変更認可 (略)</p> <p>1 1 - 3 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 信託業務のみを営む支店等を他の金融機関、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置する場合には、顧客が当該信託業務のみを営む支店等を当該他の金融機関、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者であると誤認することを防止する体制を整備する必要があること。</p> <p>1 1 - 3 - 5 議決権の取得制限 (略)</p> <p>1 1 - 4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、</p>	<p>(1) <u>取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産双方の財産を管理・運用している業務環境にあることを踏まえた上で、信託財産に損害を与える利益相反行為を防止する態勢の整備について信託業務に係る内部管理基本方針等に定めているか。</u></p> <p>1 1 - 4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 1 に準じるものとする。</p> <p>1 1 - 4 - 2 信託業務の委託</p> <p>3 - 4 - 5 に準じるものとする。</p> <p>1 1 - 4 - 3 業務の種類及び方法の変更認可 (略)</p> <p>1 1 - 4 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 信託業務のみを営む支店等を他の金融機関、信託会社、外国信託会社又は信託契約代理店の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置する場合には、顧客が当該信託業務のみを営む支店等を当該他の金融機関、信託会社、外国信託会社又は信託契約代理店であると誤認することを防止する体制を整備する必要があること。</p> <p>1 1 - 4 - 5 議決権の取得制限 (略)</p> <p>1 1 - 5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、</p>



信託会社等に関する総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>必要に応じ、兼営法第2条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第9条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、<u>3-4</u> (<u>3-4-1</u> 及び <u>3-4-8</u> を除く。)に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>1 1 - <u>4</u> - 1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>4</u> - 2 元本補てん付信託勘定に係る留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>4</u> - 3 財産の取得、処分又は賃借に関する代理又は媒介に係る留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>5</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>3-5</u> (<u>3-5-3</u> を除く。)に準じるものとする。</p> <p>1 1 - <u>6</u> 検査部局との連携 (略)</p> <p>1 1 - <u>7</u> 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p><u>3-8-2</u> に準じるものとする。</p>	<p>必要に応じ、兼営法第2条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第9条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、<u>3-5</u> (<u>3-5-1</u> 及び <u>3-5-8</u> を除く。)に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>1 1 - <u>5</u> - 1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>5</u> - 2 元本補てん付信託勘定に係る留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>5</u> - 3 財産の取得、処分又は賃借に関する代理又は媒介に係る留意事項 (略)</p> <p>1 1 - <u>6</u> 行政処分を行う際の留意事項</p> <p><u>3-6</u> (<u>3-6-4</u> を除く。)に準じるものとする。</p> <p>1 1 - <u>7</u> 検査部局との連携 (略)</p> <p>1 1 - <u>8</u> 金融商品取引法に係る留意事項</p> <p><u>3-9-2</u> に準じるものとする。</p>